

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による懲戒処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十七年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 懲戒処分をした年月日

平成二十七年十二月二日

二 懲戒処分を受けた建築士の氏名

福田 正

三 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第四一六五号

五 懲戒処分の内容

平成二十八年三月一日から三月間の業務の停止

六 懲戒処分の原因となった事実

奈良県知事登録の二級建築士である福田正は、奈良県生駒市壱分町六八番一八の一部ほかにおける開発行為について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を受けずに、当該開発行為に着手するよう指示を行い、同法の規定に違反する行為について指示を行いました。

このことが、建築士法第二十一条の三の規定に違反し、同法第十条第一項第一号に該当します。